

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

なお、本案件は施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格調査の対象とします。

また、当該工事は、以下の適応対象工事です。

- ・週休 2 日工事(発注者指定型)
- ・資材価格高騰に対する特例措置対象工事
- ・浜田市建設工事等低入札価格調査制度

令和 7 年 4 月 4 日

浜田市長 久保田 章 市

記

1 入札に付する工事

工事名	浜田市次期防災情報システム整備事業
工事場所	浜田市内全域及び関係個所
工期	令和 9 年 3 月 19 日まで
工事概要	(1) 親局設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式 (2) 中継局設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 式 (3) 再送信屋外拡声子局設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 式 (4) 屋外拡声子局設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113 式 (5) 遠隔制御局設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 式 (6) FM 告知センター設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式 (7) J アラート設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式 (8) 各種システムとの連携 (FM 告知センター設備/J アラート/緊急速報メール/浜田市防災防犯メール/SNS/すぐる/Ｌアラート/その他)
予定価格	2,247,210,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
低入札調査基準価格	設ける。
最低制限価格	設けない。
その他	本入札は、島根県電子調達共同利用システムポータルサイト（URL（ https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/ ）以下「電子調達システム」という。）により行う。

2 入札に関する日程

項 目	期 日	時 刻
一般競争入札競争参加資格確認申請書等 資格確認資料の提出受付期間	開始：令和 7 年 4 月 4 日（金） 終了：令和 7 年 4 月 25 日（金）	16：00
資格の確認審査結果の通知	令和 7 年 5 月 2 日（金）まで	
設計図書等に関する質問提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金）	
設計図書等に関する質問回答期限	令和 7 年 5 月 21 日（水）	
入札書提出日時	開始：令和 7 年 5 月 26 日（月） 終了：令和 7 年 5 月 27 日（火）	9:00 16:00
開札日時	令和 7 年 5 月 29 日（木）	9:10

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、令和 7・9 年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録され、かつ、次の表に掲げる条件を全て満足すること。

登録工事種別	電気通信工事	格付又は点数	1,300 点以上
許可業種	電気通信工事業	許可区分	特定
営業所 所在地	(1) 公告日において浜田市建設工事入札参加資格の電気通信工事の認定を受けていること。 (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく主たる営業所を有していること。		
参加条件	(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 電気通信工事について、建設業法に基づく建設業の許可を有していること。 (3) 電気通信工事について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定（最新のもの）を受けていること。 (4) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定による登録検査等事業者の登録を受けていること。 (5) 建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。 (6) 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。 (7) 浜田市が行う契約等において暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）の関与を排除し、その適正な履行を確保することを目的とする措置（以下「暴排措置」という。）の対象となる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）でないこと。 ア 暴排措置の対象となる個人又は法人等は、次に掲げるものをいう。 （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成		

	3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) (イ) 役員等(法人にあっては役員及び支配人を、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他法人における役員及び支配人と同等の権限を有する者を、個人にあっては、その者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等 (ウ) 暴力団員であることを知りながら役員等として使用又は雇用している個人又は法人等 (エ) 役員等が所属する法人等が不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用している個人又は法人等 (オ) 役員等が所属する法人等が不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用している個人又は法人等 (カ) 役員等が暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等 (キ) 役員等が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している業者であることを知りながら、下請け契約、業務の委託契約又は資材等の購入契約等を締結している個人又は法人等 (8) 同報系防災行政無線システムの製造事業者であること。 (9) 製造事業者以外が参加する場合は、本工事に関わる誓約書(様式第 5 号)を提出すること。 (10) 参加にあたり同一の製造事業者及び関係する会社からの参加は 1 者のみとする。 (11) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に浜田市建設工事等競争入札参加者選定要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
工事实績等	平成 27 年度以降から入札公告日前日までに元請又は共同企業体(経常 J Vを除く。)の構成員(ただし、出資比率 20%以上)として、国(公社を含む。)、都道府県(公社を含む。)、市町村が発注した以下の条件を満たすこと。 ただし、次の(1)、(2)の工事实績は、別々の実績でも構わないこととする。 (1) 1 契約で 5 億円(税込)以上の完成した電気通信工事の施工実績があること。 (2) 同報系防災行政無線システム(子局 100 局以上の整備)の施工実績があること。

配置技術者	本件工事に係る監理技術者として、次の基準を満たす者を専任で配置できること。 (1) 第1級陸上特殊無線技士以上の資格を有していること。 (2) 防災行政無線等の同報系システムの施工実績があること。 なお、現場代理人又は監理技術者としての実績を有していること。 (3) 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は3か月以上）にあること。 (4) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。 (5) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「竣工検査済証」等における日付）とする。 (6) 監理技術者にあつては、本件工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているものであること。 (7) 入札書を提出するときに、他の工事に専任で配置する可能性がある等の理由により特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。 (8) 複数の工事に、同一の技術者を配置予定技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した工事で落札者として決定された場合は、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。 なお、他の工事で落札者となったため、配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。 (9) 参加資格申請時に記載した配置予定技術者は、死亡、傷病等やむを得ない場合を除き、変更することはできない。 (10) 現場代理人は、監理技術者との兼務を不可とし専任で配置しなければならない。また、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの経験を有し、公共工事の現場代理人の経験を有していること。 (11) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
その他	(1) 浜田市における市税の滞納がないこと。 (2) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 (3) 入札に参加しようとする他者との間に、次に掲げるいずれかの関係がないこと。

	ア 親会社と子会社の関係 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係 ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係 エ アからウまでと同視し得る資本関係又は人的関係 (4) ISMS（情報セキュリティシステム ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証）を取得していること。 取得していない場合においても、ISMS と同等の情報セキュリティ対策を行うこと。
--	---

4 電子調達システムの利用

本案件に係る入札手続きについては、「浜田市電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。

なお、電子調達システムの稼働時間は、浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時までのため、注意すること。

本入札の申込書類及び入札書の提出期間の末日までに、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省、法務省、経済産業省令第 2 号）第 13 条第 1 項第 1 号の電子証明書（IC カード）を取得し、及び電子調達システムを利用するための登録（利用者登録）を電子調達システムにより完了していること。

5 競争参加資格の確認

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は電子調達システムにより、次の表に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、申請書は PDF 形式とすること。

申請書の内容	(1) 一般競争入札競争参加資格確認申請書（様式第 1 号） (2) 施工実績調書（様式第 2 号） 記「3 競争参加資格」の工事实績に掲げる工事の施工実績とし、施工及び工事实績の記載内容を証明する CORINS（工事实績情報システム）の工事カルテ（CORINS の登録がない場合等は発注者が発行する証明書等により工事实績で求める工事であることが分かるもの）を添付すること。 (3) 配置予定技術者調書（様式第 3 号） 記「3 競争参加資格」の配置技術者に掲げる基準を満たす者について提出することとし、資格が確認できる資格者証等の写し、恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し等）、評価項目に係る資格者証などを添付すること。 なお、配置予定技術者の申請にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。
--------	--

	ア 複数の技術者を配置予定として申請した場合、審査時には配置技術者を確定させること。 イ 申請書を提出する時に、他の工事に従事中の技術者については、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等）が開始されるまでの間。）までに、確実に現場専任の主任技術者等として配置可能である場合に限り資格確認のための資料を提出することができるものとする。 (4) 業態調書（様式第 4 号） 該当が無い場合は、その旨を記載すること。 (5) 機器製造事業者納入誓約書（様式第 5 号） (6) ISMS 審査登録証の写し ISMS を取得していない場合は、ISMS と同等のセキュリティ対策を行うことを約する、社内規定又は任意の誓約書等。 (7) 配置技術者の施工実績を証明する CORINS の工事カルテ（CORINS の登録がない場合等は発注者が発行する証明書等により工事实績で求める工事であることが分かるもの）を添付すること。 (8) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
--	---

(2) 申請書類の様式の入手方法及び提出期限

資格確認資料の 提出受付期間	令和 7 年 4 月 4 日（金）9：00 ～令和 7 年 4 月 25 日（金）16：00
-------------------	--

- ア 申請書の様式は、電子調達システムの入札情報サービス（PPI）から入手するものとする。
- イ 競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な書類を確実に提出すること。
- ※提出期日以降は、軽易な誤記の修正等を除き真にやむを得ない場合以外は、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

(3) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、申請書の提出期限後に行い、その結果は電子調達システムにより令和 7 年 5 月 2 日（金）までに通知する。

6 設計図書等の閲覧

設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧期間	公告日から開札日以降 30 日を経過する日までの間
閲覧場所	電子調達システムの入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。この場合において、質問提出期限及び質問回答期限については、記「2 入札に関する日程」に掲げると

おりとする。

8 入札方法等

(1) 入札書等期日及び提出方法

入札書提出期日	開始：令和 7 年 5 月 26 日（月）9：00 終了：令和 7 年 5 月 27 日（火）16：00
提出方法	電子調達システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出に合わせ、工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の金額は、端数処理によるものを除き、入札書と一致させること。

認められる端数処理は 10 万円未満とする。また、工事費内訳書の項目ごとに見積り、一括値引きは行わないこと。

(4) 入札執行回数は、原則 1 回とする。

(5) 入札保証金は、免除する。

(6) 低入札価格調査制度を適用する。

9 入札の無効等

(1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱（平成 20 年浜田市告示第 48 号。以下「実施要綱」という。）第 13 条又は浜田市入札執行要領（平成 17 年訓令第 21 号）第 25 条の規定による入札

イ 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(2) 次に掲げる入札をした者は、失格とする。

ア 浜田市入札執行要領第 26 条の規定による入札をした者

イ 施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格を設ける低入札価格調査制度実施において、次のいずれかに該当する入札をした者

（ア） 失格基準価格を下回る価格による入札をした者

（イ） 浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成 17 年訓令第 23 号）第 12 条の規定による低入札申込者の調査を行う場合において、「浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領における入札価格の内訳書の調査方針」第 3 項に規定する数値的判断基準を満たしていない入札をした者

10 開札等に関する事項

開札は、次の表に掲げる開札日時に行い、また、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電

子調達システムにより全員に通知するとともに、落札結果は電子調達システムの入札情報サービス（PPI）に掲載する。

開札日時	令和 7 年 5 月 29 日（木）9：10
開札場所	記「16 入札担当課」のとおり

11 落札者の決定

- (1) 開札の結果、調査基準価格を下回る入札を行った者がいない場合

予定価格と調査基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行って決定した者）を落札候補者とし、提出された記「8 入札方法等」(3)により入札審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。

- (2) 開札の結果、調査基準価格を下回る入札を行った者がいる場合

調査基準価格を下回る入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者（記「9 入札の無効等」(2)の規定により失格となった者を除く。）について、落札候補者決定を保留の上、低入札価格調査を実施する。当該調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該者を落札候補者とし、提出された記「8 入札方法等」(3)により入札審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。

- (3) (2)の調査及び審査の結果、落札候補者又は落札者となるべき者がいない場合は、次順位者について(1)又は(2)の規定により落札者を決定する。

12 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（様式第 6 号）により、市に対して理由の説明を求めることができる。この場合において、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から起算して 5 日（土日祝日及び休日（浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。）を除く。）以内に競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（様式第 6 号）により説明を求めるものとする。

説明を求めた者に対しては、説明要請書を受け取った日の翌日から起算して 5 日（土日祝日及び休日を除く。）以内に回答書（様式第 7 号）により回答する。

13 支払条件

浜田市契約規則（平成 17 年浜田市規則第 59 号）第 35 条及び第 36 条の規定によるものとする。

前払金	契約金額の 10 分の 4 以内（低入札申込者と契約する場合は 10 分の 2 以内）とする。
中間前払金	契約金額の 10 分の 2 以内とする。
部分払	支払回数は、浜田市契約規則第 36 条第 3 項の規定による。

14 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする（低入札申込者と契約する場合は 100 分

の 30 以上)。ただし、浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 110 条各号に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (2) 履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

15 その他

- (1) 入札参加者は仕様書等を熟読し、これを遵守し入札すること。
- (2) 提出された申請書および資料は当方において公表し又は無断で使用することはしない。
- (3) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止要領に基づき指名停止を行うことがある。
- (4) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、浜田市契約規則に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (5) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- (6) 本工事の本契約締結については、仮契約締結後、浜田市議会会議の議決を要する。
- (7) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置
落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対して次に掲げる事項を義務付けるものとする。
 - ア 契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を納付すること。
 - イ 前払い金の額は、契約金額の 10 分の 2 以内の額とすること。
 - ウ 監理技術者等が現場代理人を兼務しないこと。落札者に浜田市、島根県又は国の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事の成績評定が 75 点未満であった場合は、管理技術者等のほか同等の要件を満たす技術者 1 名を現場に専任で配置すること。
 - エ 契約内容不適合責任期間は 4 年とする。また期間中は受注者において年 1 回現場調査を行い発注者に報告すること。
 - オ 下請契約は相互に契約書を交わし、その写しを提出すること。
- (8) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。落札後、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結せず、契約後であれば契約を解除することがある。
- (9) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (10) その他詳細不明の点については、記「16 入札担当課」の入札担当課に照会すること。

16 入札担当課

- (1) 担当部署 浜田市総務部契約管理課 入札管理係
- (2) 住 所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
- (3) 電 話 等 TEL : 0855-25-9141（直通）
FAX : 0855-23-0210